

平成19年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

健康福祉部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
障害者自立支援課	特別アドバイザー派遣事業委託	障害者自立支援法緊急特別対策(国要綱)に基づく特別アドバイザーの派遣委託	平成19年10月1日	滋賀県障害者自立支援協議会	8,000,000	障害者自立支援法の施行にあわせ、県下の相談支援事業の機能強化や人材育成のために設置された団体であり、他に代替できる団体がないため。	2号	3イ
元気長寿福祉課	介護支援専門員実務研修事業委託	介護支援専門員の実務研修の実施	平成19年11月1日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	6,877,000	介護支援専門員の養成を目的としており、個人情報も取り扱うことから公共的団体が適切である。当協議会は、福祉人材養成の実績がある団体であり、他に当該研修を委託できる事業者がないため。	2号	3イ
衛生科学センター	廃水処理施設濾材再生補充業務委託	廃水処理施設濾材再生補充業務委託	平成19年10月17日	クボタ環境サービス(株)大阪支社	6,793,500	この施設は当センター用に設計・製造された特注品であり、製造元のメンテナンスを担当する委託先は当該施設の整備技術に熟練しており、また当該施設の廃水処理施設に適した濾材の販売代理店でもあることから、施設の保守点検と濾材交換業務を迅速かつ一体的に行えるものは他にいないため。	2号	3イ